相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市中村区烏森町八丁目二二六番地、最後の住所愛知県春日井市西高山町三丁目五番地一東春病院

被相続人　亡　岩田　聖司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

名古屋市中区栄二丁目一一番七号伏見大島ビル二階上野綜合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　上野　泰好

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市淀川区新北野三丁目五〇番地六、最後の住所大阪市淀川区田川北二丁目二番三号

被相続人　亡　福西　進

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪府大阪市北区西天満六丁目一番二号千代田ビル別館九階

相続財産管理人　弁護士　成田由岐子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍徳島県美馬郡つるぎ町貞光字西浦一八番地、最後の住所大阪府泉南郡熊取町長池一番一一〇五号

被相続人　亡　篠原　久子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍大阪市中央区博労町一丁目六六番地、最後の住所大阪市東成区深江南三丁目一七番一号

被相続人　亡　中島　惠一

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪市北区西天満一丁目七番四号協和中之島ビル五階　相続財産管理人　小谷　隆幸

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田三番地、最後の住所大阪府堺市北区新金岡町五丁八番三三八号

被相続人　亡　坂本　喬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市柳井町二丁目四番地二、最後の住所愛媛県松山市南吉田町二七六一番地三

被相続人　亡　吉田　耕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

愛媛県松山市高岡町六一〇番地の一

相続財産管理人　仙波　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市西川原一丁目一一六番地、最後の住所岡山市西川原一丁目一一番一一一号

被相続人　亡　小橋達之輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

事務所岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

相続財産管理人　弁護士　藤浪　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県大竹市本町一丁目七六四番地、最後の住所広島県大竹市油見一丁目二番七号

被相続人　亡　松永　信男

平成二十四年七月九日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四号

相続財産管理人　弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田三番地、最後の住所大阪府堺市北区新金岡町五丁八番三三八号

被相続人　亡　坂本　喬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市柳井町二丁目四番地二、最後の住所愛媛県松山市南吉田町二七六一番地三

被相続人　亡　吉田　耕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

愛媛県松山市高岡町六一〇番地の一

相続財産管理人　仙波　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市西川原一丁目一一六番地、最後の住所岡山市西川原一丁目一一番一一一号

被相続人　亡　小橋達之輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

事務所岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

相続財産管理人　弁護士　藤浪　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県大竹市本町一丁目七六四番地、最後の住所広島県大竹市油見一丁目二番七号

被相続人　亡　松永　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号

ＮＴＴクレド白島ビル六階

相続財産管理人　弁護士　和田　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区朽網東四丁目一三七番地四、最後の住所北九州市小倉北区熊谷二丁目一番四号

被相続人　亡　髙山マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

北九州市小倉南区守恒本町二丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　大賀　雪子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社神奈川県民斎場白雲閣　株式会社神奈川県民斎場白雲閣　神奈川県厚木市恩名一丁目一三番七五号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年七月九日

神奈川県厚木市寿町１―３―９コスモハイツ３０２　株式会社神奈川県民斎場白雲閣

代表取締役　佐野　勇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪市北区西天満四丁目七番一号北ビル一号館六〇四号

相続財産管理人　弁護士　尹　英和

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍和歌山県伊都郡かつらぎ町大字西渋田三番地、最後の住所大阪府堺市北区新金岡町五丁八番三三八号

被相続人　亡　坂本　喬夫

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

大阪府東大阪市鴻池本町六番二七号

相続財産管理人　弁護士　田中　稔子

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛媛県松山市柳井町二丁目四番地二、最後の住所愛媛県松山市南吉田町二七六一番地三

被相続人　亡　吉田　耕二

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

愛媛県松山市高岡町六一〇番地の一

相続財産管理人　仙波　陽

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍岡山県岡山市西川原一丁目一一六番地、最後の住所岡山市西川原一丁目一一番一一一号

被相続人　亡　小橋達之輔

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

事務所岡山市北区南方一丁目四番三号アストロビル四階

相続財産管理人　弁護士　藤浪　秀一

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島県大竹市本町一丁目七六四番地、最後の住所広島県大竹市油見一丁目二番七号

被相続人　亡　松永　信男

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

事務所広島市中区東白島町一四番一五号

ＮＴＴクレド白島ビル六階

相続財産管理人　弁護士　和田　啓

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北九州市小倉南区朽網東四丁目一三七番地四、最後の住所北九州市小倉北区熊谷二丁目一番四号

被相続人　亡　髙山マサ子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成二十四年七月九日

北九州市小倉南区守恒本町二丁目三番二号

相続財産管理人　司法書士　大賀　雪子

有料職業紹介事業保証金取戻し公告

有料職業紹介事業保証金規則廃止等に関する省令（平成十五年法務省令・厚生労働省令第二号）第二条第一項の規定に基づき次のとおり公告します。

一　保証金の取戻しをしようとする者の氏名又は名称並びに事業所の名称及び所在地　株式会社神奈川県民斎場白雲閣　株式会社神奈川県民斎場白雲閣　神奈川県厚木市恩名一丁目一三番七五号

二　保証金の額　金三十万円

三　前号の保証金につき職業安定法及び労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の就業条件の整備等に関する法律の一部を改正する法律（平成十五年法律第八十二号。以下「法」という。）の施行前に当該保証金につき法第一条の規定による改正前の職業安定法（昭和二十二年法律第百四十一号）第三十二条の二第二項の権利を有する者は、本公告掲載の日の翌日から六箇月以内に、その債権の額、債権発生の原因たる事実並びに住所及び氏名又は名称を記載した申出書二通を当該公告をした者の事業所の所在地を管轄する都道府県労働局長に提出して下さい。

四　前号の申出書の提出がないときは、第二号の保証金が取り戻されます。

平成二十四年七月九日

神奈川県厚木市寿町１―３―９コスモハイツ３０２　株式会社神奈川県民斎場白雲閣

代表取締役　佐野　勇

宅地建物取引業保証協会弁済業務保証金取りもどし公告

宅地建物取引業法第64条の11第４項の規定により次のとおり公告します。

公益社団法人不動産保証協会（以下「保証協会」という。）の社員である下記の者と、宅地建物の取引を行ったことにより生じた債権につき、宅地建物取引業法第64条の８第１項の規定に基づき、弁済の権利を有する者は、本公告掲載の翌日から６箇月以内に同法施行規則第26条の５第１項に規定する認証申出書３通を保証協会に提出して下さい。なお、認証申出書の提出がないときは、下記の者に係る弁済業務保証金分担金は同人に返還されます。

平成 24 年７月９日

東京都千代田区紀尾井町３番30号

公益社団法人不動産保証協会

記

年番	度号	商号又は名称	免許証番号	主たる事務所の所在地	営業保証金相当額
平24不保402		新岡住宅建設株式会社	北海道知事石狩(10)2668	代表取締役　新岡栄一	北海道恵庭市末広町58　1000万円
平24不保403		株式会社オフィスキナミ	北海道知事石狩(4)6058	代表取締役　木浪巖	北海道札幌市中央区大通東２―８―５　〃
平24不保404		札幌住宅株式会社不動産事業流通援護会	北海道知事石狩(2)7024	代表取締役　山本正人	北海道札幌市西区宮の沢１条５―12―３　〃
平24不保405		有限会社美栄住建	埼玉県知事(6)13404	代表取締役　保田英二	埼玉県川越市南台２―４―43　〃